

漬物製造管理士・技能評価試験テキスト（1級・2級・3級）訂正点

謹んでお詫び申し上げますとともに、テキストの訂正をお願い申し上げます。

P 3 9（改訂版テキスト）、P 4（追補版テキスト）

例題 食品表示の法規制について下記のとおり訂正

正【問】塩素の原子量 35.5 g

誤【問】塩素の元素量 36.5 g

正【答】 4.6 g

誤【答】 4.6 g または 4.7 g

正【解説】 $1800\text{mg} : X\text{mg} = 23(\text{Na}) : 23 + 35.5(\text{Na+Cl})$

$$X\text{mg} = 1800\text{mg} \times 58.5 \div 23$$

$$X\text{mg} = 4578\text{mg} \rightarrow 4.6\text{g}$$

誤【解説】 $1800\text{mg} : X\text{mg} = 23(\text{Na}) : 23 + 36.5(\text{Na+Cl})$

$$X\text{mg} = 1800\text{mg} \times 59.5 \div 23$$

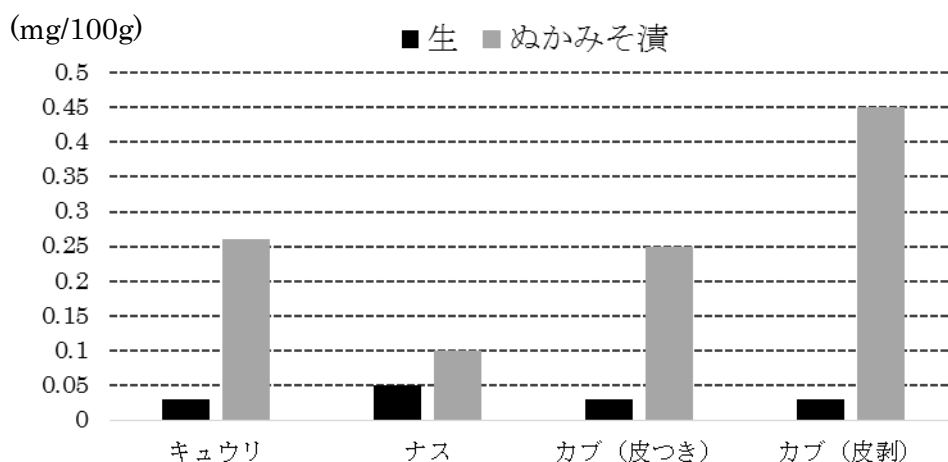
$$X\text{mg} = 4657\text{mg} \rightarrow 4.6\text{g} \text{ または } 4.7\text{g}$$

正（注）ナトリウム量から食塩相当量への変換計数は、2.54 [$58.5(\text{Na+Cl}) \div 23(\text{Na})$]

誤（注）ナトリウム量から食塩相当量への変換計数は、2.45 [$59.5(\text{Na+Cl}) \div 23(\text{Na})$]

P 1 3 0（改訂版テキスト）、P 2 5（追補版テキスト）

図表6-6 むかみそ漬のビタミンB₁含有量 下記の図表に差し替え



図表6-6 むかみそ漬のビタミンB₁含有量

(日本食品標準成分表 2010)

P 1 9 0 (改訂版テキスト)、P 4 1 (追補版テキスト)

例題 流水型殺菌槽における次亜塩素酸ソーダの添加について下記のとおり訂正

正【答1-1】計算式 $X(\text{ml}) \times 12 \times 10^4 (\text{ppm}) = 1.5 \text{ t} \times 2 \times 200 (\text{ppm})$

誤【答1-1】計算式 $X(\text{ml}) \times 12 \times 10^5 (\text{ppm}) = 1.5 \text{ t} \times 2 \times 200 (\text{ppm})$

正【答1-2】5000mlまたは 50 (1.5 t → 1.5×10^6 として計算)

誤【答1-2】5000mlまたは 0.50 (1.5 t → $1.5 \times 10^6 \text{ ml}$ として計算)

正【答3-2】300

(注)【答1-2】の3 tの水には次亜塩素酸ソーダ液50を加えたことを利用して、
18 tはその6倍量になるから、 $50 \times 6 \text{ 倍} = 300$

誤【答3-1】30

(注)【答1-2】の3 tの水には次亜塩素酸ソーダ液0.50を加えたことを利用して、
18 tはその6倍量になるから、 $0.50 \times 6 \text{ 倍} = 30$

P 1 9 3 (改訂版テキストのみ)

4 HACCPシステムの概要についての例題を追加

例題 重要要素の熟語

【問】 労働安全・衛生などに関する4 Sと、品質の変動要因などに関する5 M+1 Eの計10個の略号のアルファベットについて、それぞれに該当する漢字2文字で答えなさい。

【答】 4 S → ①整理、 ②整頓、 ③清掃、 ④清潔
5 M → ①人間、 ②機械、 ③原料、 ④方法、 ⑤測定
③材料、 ④手法、 ⑤計測
⑤計量
1 E → ①環境

P 2 1 5 (改訂版テキスト)、P 4 6 (追補版テキスト)

例題 労働安全衛生法について下記のとおり訂正

正 (規) 常時使用する従業員が、10人から50人未満の事業所は、安全衛生推進者を選任し、管轄の労働基準監督署に報告しなければならない。(×)

誤 (規) 常時使用する従業員が、10人から50人未満の事業所は、安全衛生推進者を選任し、管轄の労働基準監督署に報告しなければならない。(○)

P 2 1 6 (改訂版テキスト)、P 4 7 (追補版テキスト)

例題 食品衛生法について下記のとおり訂正

正 (規) 漬物製造業者の営業届出は、食品衛生法や都道府県の食品衛生条例に基づく。(○)

誤 (規) 漬物製造業者の営業許可、営業届出は、食品衛生法や都道府県の食品衛生条例に基づく。(○)